



JA 横浜メルカートきたにて秋の味覚カボチャ（都筑区）

- 地の声 ●みどり税を活用した農地について ●農業委員研修報告 ●事務処理状況
- 相続税納税猶予制度について ●農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書の提出のお願い ●戸塚区役所屋上庭園紹介
- 農業者年金について ●農業委員から担当地区紹介 ●横浜市からのお知らせ ●農を考える

地の声



夏の暑さが過ぎ、気温も落ち着く頃、農家は秋野菜の収穫に向けた作業に勤しんでいる。

毎年行う作業だが、農家の高齢化は進み、耕作を断念せざるを得ない状況が生まれつつある。横浜も例外ではない。耕作者がいない農地は、当然荒廃化してしまう。荒廃農地の復元には、想像以上の手間と時間がかかる。

耕作できない農地は、規模拡大意向を持つ農家に貸付ける。しかし、知人ならまだしも、代々守ってきた農地を見ず知らずの他人に貸すとなると抵抗がある人は多い。きちんと耕作してもらえるのか、有事の際に農地が戻ってくるのか等、心配事は尽きない。借りる側も、いつまで耕作できるのかという不安が付いて回る。

それでも何とか横浜の農業を盛り上げようとする担い手と、それに協力してくれる農家を結び付けることが、今後さらに重要になる。零細な農地も多い横浜で、所有者と担い手を結びつけることは容易ではないが、両者の心配を軽減し、架け橋となることが求められているのではないか。

みどり税を活用した農地について、市民と意見交換をしました!

横浜みどりアップ計画市民推進会議では、8月1日に「みどり税を活用した農地の調査」を行いました。これは横浜みどりアップ計画の中で行っている企画です。水田保全など、みどり税の活用により保全されている農地を市民推進会議委員と市民と一緒に視察をするもので、今年で5年目を迎えます。

今年は戸塚区舞岡ふるさと村の水田を中心に、市民推進会議委員10名と市民23名が参加しました。視察後は、地元農家4名との意見交換の場もあり、大変貴重な時間となりました。参加者からは「横浜にこれほどの農地が残っているのに驚きました。」「農地を維持することの大変さを理解していきたい。」など横浜農業への応援の言葉が多く聞こえました。南西部農業委員会委員であり、舞岡ふるさと村推進協議会会長でもある金子光一委員は「このような機会を設け、横浜農業を理解してもらうことを大変心強く思います。今後もこの農のある風景を守るため、一生懸命やっています。」と、応援に応えるコメントをくださいました。



現地の状況や制度について研修しました

中央農業委員会では、9月10日に管内農地の視察研修を実施しました。主に農用地区域を回り、特区農園や建議に上りやすい話題について、実際に現場を見ることにより理解を深めました。現地見学後は、農地の適正な管理方法や農業施策について確認し、委員同士で意見交換を行いました。

南西部農業委員会では、相続税納税猶予制度について、9月25日に農業委員研修会を行いました。農業委員会業務の中でも重要な納税猶予制度の指導の進め方について、事例を確認しながら意見交換を行い、農業委員としての見識を深めました。

今後も制度の正しい運用や現状把握、課題解決に努め、日頃の農業委員会業務に活かしてまいります。



事務処理状況 中央農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用状況 確認 (20年明け)
第23回農地部会 6月26日	1件 205㎡	12件 10,319㎡	74件 32,025㎡	2件 5,459㎡	2件 14,537㎡
第24回農地部会 7月26日	0件 0㎡	6件 3,119㎡	73件 24,139㎡	1件 3,082㎡	0件 0㎡
第25回農地部会 8月26日	6件 11,824㎡	5件 5,122㎡	58件 23,559㎡	2件 16,444㎡	3件 22,103㎡

事務処理状況 南西部農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用状況 確認 (20年明け)
第24回総会 6月25日	2件 4,263㎡	4件 3,816㎡	50件 13,817㎡	1件 3,796㎡	1件 5,742㎡
第25回総会 7月25日	1件 1,971㎡	4件 1,588㎡	47件 18,104㎡	3件 9,590㎡	0件 0㎡
第26回総会 8月26日	2件 1,440㎡	5件 2,752㎡	56件 21,384㎡	2件 1,647㎡	0件 0㎡

*受付件数並びに面積 *小数点以下切捨て

相続税納税猶予制度について

相続税納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人から農地を相続した農業後継者が農業を継続する場合、一定の要件のもとに相続税の納税が猶予され、一定の要件に達したときに納税が免除されるという制度です。しかし、制度の適用を受けている農地を転用した場合などは、猶予されていた相続税の申告納付期限が確定するとともに、相続税に加えて利子税の納付が義務付けられます。

近年、制度の適用を希望する農家が増えていますが、制度の適用を受けるためには、税務署へ相続税の申告をする際、適格者証明書の添付が必要です。適格者証明書の発行には農業委員会の承認を受ける必要があります。申請から発行までは日数を要します。制度の適用申請を検討されている方は、申告期限をご確認のうえ、お早めに管轄の農業委員会事務局へご相談ください。



横浜市中央農業委員会事務局 (鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑区)	045-948-2475
横浜市南西部農業委員会 (西、中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷区)	045-866-8495

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書の提出のお願い



来年、平成26年夏に農業委員会委員の選挙が行われます。

この選挙は、農業委員会委員選挙人名簿に登載されていないと、投票等を行うことができません。

選挙人名簿に登載されるためには、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を提出する必要があります。

12月以降、各農家に「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」が郵送されますので、選挙資格を有する方全員をご記入の上、**農業委員会あてになるべく早めに同封の返信用封筒で返送してください。**

選挙資格は、20歳以上(平成6年4月1日までに生まれた方)で、

- ① 耕作面積が10アール以上の農業経営主の方
- ② ①の方と同居している親族またはその配偶者のうち、耕作従事日数が年間概ね60日以上の方

資格があっても、申請書の提出がないと選挙人名簿に登載されないため、投票等を行うことができませんので、ご注意ください。

- **問合せ** 申請については **各農業委員会**
選挙については **横浜市選挙管理委員会** ☎045-671-3336

戸塚区役所屋上庭園へお越しく下さい

戸塚区役所が新庁舎に移転して、半年以上が過ぎました。8階にある南西部農業委員会（南部農政事務所）前の屋上には緑豊かな風景が広がっています。

8階屋上に設置された屋上庭園の一部では、市民・企業・戸塚区役所・南部農政事務所が協働して農園の管理をしています。

約50㎡の水田では、企業の指導のもと戸塚小学校の子どもたちが環境学習の一環として6月に田植えを行いました。今後、稲刈り・餅つきまでを行う予定です。約50㎡の畑では、一般募集した市民ボランティア・学術機関・はま農楽の方々に管理のお手伝いをいただき、ジャガイモ・サツマイモ・ハーブ・ピーマン等が農園をにぎやかにしています。壁面部分にはアケビ・イチジク・ブルーベリーが並び、壁面緑化へと努めています。

屋上庭園は平日9時から17時まで、どなたでもご鑑賞いただけます。戸塚区役所は戸塚駅から直結していますので、戸塚へお越しの際はぜひ、お立ち寄りください。



よくわかる 農業者年金のポイント

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

POINT 1 積立方式・確定拠出型の安定した終身年金です

農業者年金は、加入者の支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の終身年金です。予め将来の年金額を約束する確定給付型ではなく、自らが積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型が採用されています。

この「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数がどのように変化しても、その影響を受けない安定した、少子高齢時代でも安心できる制度です。

POINT 2 保険料は自由に選択でき、しかも税制面で大きな優遇

農業者年金の保険料は、加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択することができ、いつでも見直すことができます。また、農業者年金に加入して、その年に支払った保険料の全額（1人当たり最大80万4千円）が、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

POINT 3 農業者年金に加入できるのは

農業者年金には、

ア 年間60日以上農業に従事する

イ 国民年金の第1号被保険者で、

ウ 60歳未満の方

であれば、経営部門の如何にかかわらず、誰でも加入することができます。また、農地の要件もありません。

年金は、経営主だけが掛けていれば、その家族全員が間に合うというものではありません。年金は一人ひとりにお支払いするものなので、家族一人ひとりが準備をしておくことが大切です。



保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	保険料の支払額が	
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%	3万6千円	12万1千円
20%	4万8千円	16万1千円
30%	7万2千円	24万1千円

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算している。

お問い合わせは、農業委員会事務局またはJAへお尋ねください

神奈川県農業会議・神奈川県農協中央会 TEL045-201-0895(神奈川県農業会議) 横浜市中区日本大通5-2(アーバンネット横浜ビル2階)



担当地区紹介

第8回



㉑ 二俣川地区 (中央農業委員会)

横浜の副都心として発展してきた二俣川地区は、その真ん中を保土ヶ谷バイパスが縦貫し、また自動車運転免許試験場、がんセンター、衛生短大、二俣川看護福祉高校、産業技術大学、国際研修センター、ライトセンター等の公共施設が集中しているところです。

当地区の農地は、農用地域や農業専用地区はなく、田は皆無です。市街化農地を生産緑地に指定し、相続税納税猶予という特典を受ける農家はあまりない状態です。相続税のための売却や、自らの転用等のために、農地は減少するばかりです。

泉区や瀬谷区と隣接している地区では、農地は管轄内でも、そこを耕作している農家の自宅は管轄外であるというケースがあります。幾多の農家からの情報を明確に収集するために、苦労することもあります。地域の農業委員として任務に努めてまいりたいと思っております。



すずき いちまつ 鈴木 一松

うちだ まつお 内田 松雄

すぎやま としゆき 杉山 敏幸

㉒ 本郷地区 (南西部農業委員会)

本郷地区とは鎌倉市に接し環状4号線から鎌倉街道に合流、柏尾川跨線橋までの区間をいいます。本郷地区のある栄区は市民の森を4つ含み、緑被率約42%と区域にある緑の割合が18区中2番目に多い区になっています。

農家の多くは多品目の野菜を生産しており、100名近くがJA農産物直売所ハマツ子へ出荷登録をしています。その他にスーパーや学校給食用に出荷している農家もいます。

本郷地区は昭和40年初頭の開発で農地を大幅に失い、現在残っている農地は生産緑地がほとんどです。しかし、農地を残すため生産緑地の指定を受けようとしても基準が厳しく、指定できない農地もあります。生産緑地の指定基準を柔軟にし、追加指定を促進していくことは、失われつつある農地を残していくための大きな課題だと思っています。

農業委員として、毎年行っている建議への要望を通し、これらの課題解決に努力していきたいと思っております。



もり つよし 森 剛

㉓ 港南地区 (南西部農業委員会)

港南地区は市営地下鉄ブルーライン「上永谷駅」を中心に市街化が進んだ地区ですが、野菜や果樹の生産が盛んな野庭農業専用地区もあります。市街地に隣接した直売所では、農産物が即日完売になってしまうなど、市民が農と身近に接することができる地区です。

また、植木や花卉を生産する農家も多く、年2回開催される横浜農協港南支店の農業まつりは、春は苗木や花、秋は野菜などと季節によって商品が異なることが特徴です。

農業委員に就任し2年が過ぎましたが、終身営農という相続税納税猶予制度について、免除要件は厳しいものと感じており、農家に勧めていくうえで心配な点でもあります。しかし、この制度は、かつての横浜南農協が先駆けとなり、自分たちが様々な活動を行い築いてきた制度でもありますので、適正に管理していきたいと思っています。農家の皆様にもご協力をお願いいたします。



うちくら ただお 内倉 忠勇

10・11月は、みどりアップ月間です!

●農と緑のふれあい祭り

野菜の収穫や畜産関連のイベントなどの体験コーナーのほか、農畜産物の直売もあり（先着順）。

- ▶日時 11月3日（祝）10時～14時
※こども植物園は15時まで
- ▶会場 市児童遊園地・こども植物園
（JR保土ケ谷駅からバス）



●よこはま食と農の祭典2013

「知る・体験する・味わう」市内産農畜産物の試食イベントやクイズ・ゲームなどを開催。野菜などの直売もあり。

- ▶日時 11月10日（日）11時～17時（予定）
- ▶会場 クイーンズスクエア横浜クイーンズサークルほか
（MM線みなとみらい駅下車）



●みなとみらい農家朝市収穫祭

毎月第4日曜に開かれる「みなとみらい農家朝市」拡大版。市内生産者が、とれたての野菜や果物、手作りの加工品を直売。野菜等購入の方にポトフの無料配布もあり（150食、先着順）。

- ▶日時 11月24日（日）9時～11時（売切れ次第終了）
- ▶会場 高島中央公園（MM線新高島駅下車）



●問合せ 環境創造局みどりアップ推進課 ☎045-671-2712 FAX045-224-6627



東京に次ぐ大都市でありながら、横浜はこれまでも「農のある街づくり」を掲げ、農地のもつABC（アグリカルチャー、バイオダイバーシティ、Biodiversity、コミュニケーション）を大切にしてきた。

農家戸数は約4200戸でありながら、市域の約7%を占める3115haの農地で年間約6万トンの野菜を生産している。これは、約60万人の横浜市民の消費量に匹敵する。30品目が「はま菜ちゃん」という横浜ブ

ランド農産物として定着し、なかでも小松菜の収穫量は3700トンと県内1位であるし、キャベツ、ほうれん草も上位を誇っている。横浜の農業（アグリカルチャー）のパワーには驚かされる。

ふるさと村や恵みの里では、豊かな自然の多様性により、昔の面影を残す農景観が保全され、様々な生き物・植物が生息生育する。私たちは農地から農産物だけでなく、多くの自然からの恵み（バイオダイバーシティ）を授かっている。

また都市と近接している農地は、地産地消という新鮮な農産物を供給する場としてだけではなく、収穫体験の場であったり、環境活動の場であったり、農地や農産物を介した市民の交流（コミュニケーション）の場として機能してきた。

農地のもつABC。これこそが、横浜に農業が必要なワケではなかるうか。